

## 1. 地域包括ケアシステムの構築と地域ケア会議の推進について

### (1) 地域包括ケアシステムの実現へ向けて

団塊の世代が75歳以上となる2025年へ向けて、高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、国は、住まい、医療、介護、予防、生活支援が、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくりを推進している。

（別紙資料1－1参照）

## (2) 地域ケア会議の推進について

地域包括ケアシステムを構築するためには、①高齢者個人に対する支援の充実と、②それを支える社会基盤の整備とを同時にすすめる必要があるが、地域ケア会議はこれを実現するための有効な手段である。

地域ケア会議の具体的な機能としては、

- ① 多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める「個別課題解決機能」
- ② 高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する「ネットワーク構築機能」
- ③ 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする「地域課題発見機能」

が主なものとして挙げられ、これらの取組を通じ地域の実情に応じて、

- ④ インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する「地域づくり・資源開発機能」
  - ⑤ 地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく「政策形成機能」
- まで、つなげていくことが考えられるところであり、これらの一連の取組を通じて、地域包括ケアシステムの構築へ向けた体制を着実に強化していくことが求められる。(別紙資料1-2~3参照)

各都道府県におかれては、管内市町村と連携し、後述する補助事業も活用しながら、管内市町村における地域ケア会議の普及・促進に努められたい。

なお、平成25年1月に取りまとめられた「介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理」(以下「中間的な整理」という。)において、地域ケア会議について「地域の実情に応じた柔軟な取組を進めるとともに、今後全ての保険者で実施されるよう、国は法制度的な位置付けも含め、その制度的位置付けについて強化すべきである」旨の意見がなされている。これについては、今後、対応を検討していくこととしているので、ご承知おき願いたい。

### (3) 互助の活用について

地域包括ケアシステム実現に向けた体制づくりに当たっては、それぞれの地域が待つ社会資源（人的資源を含む）を最大限活用するとともに、「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえた上で、自助を基本としながら互助、共助、公助を効果的に組み合わせていく必要がある。

近年、孤立死、孤立化の問題や買い物難民等が社会問題化し、今後、認知症高齢者の増加、単身・夫婦のみ世帯の増加等、支援を必要とする高齢者は増加する一方、家庭や地域の力はますます低下することが懸念されている。

このような中、特に、地域の様々な主体（ボランティア、NPO、社会福祉法人、企業、自治会、老人クラブ等）が、地域の力で高齢者を支えていく互助の取組が重要となってくる。

また、団塊の世代が退職していく中で、高齢者が主体的に社会活動・地域活動に参加できる枠組みを構築するとともに、元気な高齢者には生活支援の担い手として活躍していただく地域社会の実現という視点も重要である。

(別紙資料1-4～8参照)